

一般社団法人 岩手県理学療法士会
会計事務決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県理学療法士会(以下本会とする)の会計事務決裁において、経理責任者の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、責任の明確化及び事務能率の向上を図るため、事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における決裁とは経理責任者がその権限に属する事務について、最終的に意志を決定することをいう。

(決裁事項)

第3条 本会の決裁事項に係る経費においては、事前に別紙様式に定める申請書又は起案書・決裁書を提出し、決裁を受けるものとする。

第4条 決裁を行うために必要な提出書類は以下の通りとする。

(1) 会員の旅費交通費支給に必要な書類

【様式1】旅費交通費支払申請書

(2) 事業活動行うための経費支払に必要な書類

【様式2-1】事業起案書

【様式2-2】事業決裁書

【様式2-3】事業経費出納帳

(3) 物品購入に必要な書類

ア 1品5万円以上10万円未満の物品購入する場合
または、10万円以上の印刷製本費を依頼する場合

【様式3-1】物品購入起案書

【様式3-2】物品購入決裁書

イ 10万円～30万円の物品購入する場合

【様式4-1】物品購入起案書

- 【様式 4-2】 物品購入決裁書
1 社以上の見積書
- ウ 30 万円以上の物品購入する場合
 - 【様式 4-1】 物品購入起案書
 - 【様式 4-2】 物品購入決裁書
 - 2 社以上の見積書
- エ 講師謝金支払に必要となる書類
 - 【様式 5】 講師等謝礼金等申請書

第5条 第4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項は会長の決裁を受けなければならない。

- (1) 異例に属すること
- (2) 先例になると認められること
- (3) 解釈上疑義のあること
- (4) その他特に重要なこと

附則

- 1 この規程は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月14日より施行する。